

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県飼料取締条例
- ◇ 告示 土地の買収令書交付不能一覽表
- 造林臨時措置法施行細則に規定する区域及び期日の指定
- 健康保険法等に基く看護料金の改正
- 土地改良区の定款変更認可
- 土地改良区役員の退任届出
- 県営土地改良事業の計画の縦覧
- 県立公園の指定
- ◇ 人委規則 職員との給与の支給に關する規則の一部改正
- 職員の特種勤務手当の支給に關する規則の一部改正
- 昭和三十八年度鳥取県公務員（二級、四級）採用資格試験合格者
- 昭和三十九年度生活改良普及員臨時資格試験の実施
- ◇ 公告

條例

鳥取県飼料取締條例をここに、公布する。

昭和二十九年四月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十五号

鳥取県飼料取締條例

飼料の品質改善に關する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基きこの條例を定める。

（この條例の目的）

第一条 この條例は、販売業者の取り扱う飼料の検査等を行うことによつてその品質を保全し、もつて飼料の公正な取引を確保するとともに家畜、家きんの飼養管理の合理化に資することを目的とする。

（用語）

第二条 この條例において「飼料」とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 ふすま、米ぬか、米ぬか油かす、麦ぬか、ひき割

り又は粉碎とうもろこし、乾燥でんぷん粉かす、大豆油かす、やし油かす、あまに油かす及び魚粉

二 前号に掲げる飼料の一種以上を混入したもの

2 この条例で「登録飼料」とは、飼料の品質改善に関する法律第六条の規定により登録を受けた飼料をいう。

3 この条例で「販売業者」とは、飼料の販売を業とする者をいう。

(届出)

第三条 販売業者は、その事業を開始する一週間前までに、知事に次の各号に掲げる事項を届けなければならない。但し、飼料を肥料用その他家畜、家きんの飼養以外の用にのみ供するものとして販売するものはこの限りでない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二 販売する飼料の種類及び名称

三 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地
2 前項の届出事項に変更を生じたときはその日から十

日以内に知事に届けなければならない。その事業を廃止したときも同様とする。

(公示の義務)

第四条 販売業者は、第二条第一項第二号の飼料であつて登録飼料以外のものを家畜、家きんの飼養の用に供するものとして販売するときは、次の各号に掲げる事項を店頭その他見易い場所に掲示しなければならない。

一 当該飼料の種類及び名称

二 当該飼料の原料又は材料の種類

三 当該飼料を製造し又は輸入した者の氏名及び住所

四 当該飼料が飼料の製造を業とする者の製造に係るものである場合には製造した事業場の名称及び所在地
(立入検査)

第五条 知事は、飼料の取締上必要があると認めるときは其の職員に販売業者の事業場、倉庫その他飼料販売の業務に係る場所立ち入り、飼料を検査させ

関係者に質問させ、又は飼料を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の場合には、その職員はその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第六条 第五条第一項の規定による飼料の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第七条 第四条の規定に違反した者は、科料に処する。

第八条 この条例に定めるものの外、この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和二十九年四月十日から施行する。

2 この条例施行の際現に飼料の販売業者であるものが、その現に營んでいる販売の事業について第三条の規定によりなすべき届出の期日については、同条の規定にかかわらず、この条例施行の日から二十日以内とする。

告 示

鳥取県告示第百五十三号

次の土地に対する買収令書は交付することができないので農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十九条第五項において準用する同法第五十条第三項の規定によりその内容を次のように公示する。

昭和二十九年四月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 土地等	鳥取県東伯郡由良町	所	在	土	地	土地以外の物件	所有者又は権	担保権の内	削減する権	
		大字字	地番	地目	面積	対価	種類	台帳買収	対価	名
		由良宿	ニ、〇五ノニ	山山	三、三四	三、二四	六、二六、九三	一	一	鳥取県東伯郡由良町大字由良宿一四二番地 齊尾 正人
		計	ニ、〇七ノ三	〃	一、〇六	一、〇六	三、五八、〇八	〃	〃	
		二 対価の支払方法								供託する。
		三 買収期日								昭和二十九年三月三十一日
		鳥取県告示第百五十四号								
		造林臨時措置法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第九十三号）第三条第一項に規定する区域及び期日を次のとおり指定する。								
		昭和二十九年四月二日								
		鳥取県知事 西 尾 愛 治								
		一 区 域								
		鳥取県一円								
		一 伐採跡地等を所有する期日								
		昭和二十九年三月末日								
		一 報告期日								
		昭和二十九年五月末日								

一 報告先	管轄地方事務所	種	別	病	類	別	一日の派遣料	
		看護料金支給基準	看	護	婦	一	準	看
		第一類	コレラ、ペスト、発疹チ				五六〇円	
		第二類	ブス、天然痘				一	
		第三類	前類以外の法定傳染病、開放性結核				四五〇円	
			その他の普通疾病				三三〇円	
							三七〇円	
							二八〇円	
		鳥取県告示第百五十五号						
		健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く看護料金（昭和二十八年六月鳥取県告示第二百八十四号）を次のとおり改め昭和二十九年三月一日から適用する。						
		昭和二十九年四月二日						
		鳥取県知事 西 尾 愛 治						
		鳥取県告示第百五十七号						
		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、日光村西成土地改良区の定款変更について、昭和二十九年三月二十六日認可した。						
		昭和二十九年四月二日						
		鳥取県知事 西 尾 愛 治						
		鳥取県告示第百五十八号						
		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任した旨届出があつた。						
		昭和二十九年四月二日						
		鳥取県知事 西 尾 愛 治						
		備考						
		1 第一類及び自宅療養患者の看護には準看護婦は認めなし。						
		2 派遣料中には食費及び寝具料を含むものとする。						
		3 患者の疾病が併発（兼病）の場合は重い方の料金とする。						

鳥取県知事 西 尾 愛 治
大口堰土地改良区

監事 田 中 賢 藏 岩美郡米里村大字美和
北条土地改良区

理事 河 村 貴 一 東伯郡下北条村大字田井

鳥取県告示第百五十九号

県営で湖山砂丘畑地かんがい事業を行うため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めた。よつて次のように縦覧に供する。

昭和二十九年四月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

県営湖山砂丘畑地かんがい事業計画書

二 縦覧期間

昭和二十九年四月三日から同年四月二十二日まで

三 縦覧の場所

鳥取市役所
四 異議の申立

利害関係人において当該土地改良事業計画に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第百六十号

鳥取県立公園条例（昭和二十八年三月鳥取県条例第八号）第二条の規定により県立公園を次のとおり指定した。

昭和二十九年四月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 名称 三朝東郷湖県立公園

二 区域

東郷町の全部

羽合町の一部（前の宇野村、橋津村及び浅津村の区域）

三朝町の一部（前の三朝村、三徳村及び小鹿村の区域）

人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員との給与の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「三万二百円」を「四万一千円」に「二千六百円」を「三千四百円」に改める。

第十七条の見出し中「休日給及び夜勤手当」を「休日給、夜勤手当及び宿日直手当」に改める。

倉吉市の一部（前の小鴨村を除く前の倉吉町の区域）
三 指定年月日
昭和二十九年四月一日

給、夜勤手当及び宿日直手当」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

2 宿日直手当は、正規の勤務時間以外の時間、休日及び国又は県の行事の行われる日で人事委員会が指定する日に宿日直勤務命令簿（別記様式第三号）により宿日直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員が本来の勤務に従事しないで、庁舎、設備、備品、書類の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務に従事した場合に支給する。

3 前二項に規定する給与の計算期間は月の一日から末日までとする。

第十九条第一項中「超過勤務手当等」を「超過勤務手当等及び宿日直手当」に、「支給期日」を「支給期日まで」に、「その日に」を「給料の支給期日まで」に、「その日後」を「給料の支給期日後」にそれぞれ改める。

第二十条第二項及び第三項を削り同条第四項中「（前号により定額とした場合を除く。）」を削り同項を第二項とし以下順次繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第九条第二項第二号の改正規定は、昭和二十九年一月一日から、その他の改正規定は昭和二十九年三月三十一日から適用する。

様式第三号

月分	宿日直勤務命令簿	部局課
所屬直接監督責任日曜日	宿日直従事者	考備
長印者印	職名氏名印	職名氏名印
1		
2		
30		
31		

備考 任命権者は必要に応じ、この様式に所要事項を加え又は横書とすることが出来る。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「支給期日」を「支給期日まで」に「その日に」を「給料の支給期日までに」に、「その日後」を「給料の支給期日後」にそれぞれ改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十九年三月三十一日から適用する。

公 告

昭和二十八年度二、四級職鳥取県公務員採用試験合格者を次のように公告する。

採用候補者名簿の効力は、昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までとする。

昭和二十九年四月二日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

昭和二十八年度二級、四級職鳥取県公務員採用

試験合格者

二 級 職 (一〇名)

(受験番号) (氏名) (受験番号) (氏名)

一三〇 中島 一郎 一〇四四 種子 雪子

一〇〇 中島 文子 三 岡山 宏徳

一〇一 岡本 幸枝 四〇 山崎 和子

一〇〇九 目次 温子 一〇二六 清水 勝美

一三一 西村 幸子 一〇二二 岩本 正市

四 級 職

一 般 事 務 (五五名)

一五〇 森田 政壽 二五九 稻坂 明生

二四五 八百谷八收英 二九四 山田 泰子

二〇六 小寺 昭 二三九 吉田順一郎

二八九 笠松 洋史 五〇一 谷岡 千代

五八八 寺坂 誠 一〇六七 根本 義国

一〇三 立橋 敏明 二七九 民野 素子

二九〇 前田 芳信 一九五 田中 宏

一三七 杉本 巖 一七六 小谷 悦子

一九一 友定喜美子 一六五 岩佐 逸恵

二四三 山口 一眞 一〇二七 吉村喜兎郎

四四一 中村 護 一四一 徳田 忠成

四八四 岸田 忠良 一〇一七 斉藤 通壽

一〇三一 門脇 美江 一九 田中 文子

一三二 太田 正幸 二九二 新竹 行雄

四九九 西村 恭子 一二二 三谷 節雄

五五二 池原 幸枝 一〇四三 佐々木八重子

三一 井勢 博晃 四六七 山脇 玲子

五四二	谷口喜久江	一四四	中島	由雄	建築	(二名)			
二九五	花原 昭洋	五〇七	松岡	隆子	五	森田	茂	一五	小林 勳夫
五九一	上原 計一	一〇二二	後藤	成美	農業	(六名)			
四二	前田 房枝	二二〇	荻町	明子	三〇	福山	忠光	二七	山田 静人
一一三三	増原 清忠	一一二九	齊木	徳子	三九	浜本	茂	一	本田 稔
一三六	坂本 洋子	四四四	安部	昌弘	四七	御崎	明史	五四	水本 朗
四六五	鶴木 正行	五八七	中村	昭則	林業	(六名)			
二三七	岡部 嘉恵	四〇八	大西	康夫	四	加藤	文夫	三七	佐々木昭義
一〇一四	川崎 徹一	一〇六五	細田	博子	二三	山崎	智男	三〇	吉村 俱美
一〇九九	吉田 陽子	一一二二	山本	和子	四七	西川	要	一〇一〇	菅沢 恭
一一六五	脇田 勳				畜産	(二名)			
土	木	(二二名)			一〇一六	枝谷満司郎		一〇〇九	池口太刀雄
一〇一一	瀬尾 俊一	一〇三八	安田	武彦	水産	(五名)			
四四	伊藤 喜弘	一一三	福安	昭朗	一〇一〇	奥谷 光治		二	太田 哲夫
一〇二四	吉岡成一郎	一〇三一	脇坂	清治	一〇一三	前田 勝美		一〇〇二	渡辺 好男
一〇三三	木島 岱介	一〇四四	入江	操	一〇〇一	伊藤 昌徳			
一五	山本美喜雄	一〇二七	梶田	良	蚕糸	(二名)			
一〇三七	渡部 裕次	一〇四三	梅原	泰治	一〇〇一	齊藤 正		八	今西 正

農業土木 (八名)

二三	森下 徳久	二〇	米本	幸博
三八	大塩 豊	七	有福	一雄
二七	南場 隆夫	一〇〇三	久木	育雄
一九	西山 義治	二一	眞壁	哲夫

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)第二条の規定に基き臨時に昭和二十九年年度生活改良普及員資格試験を次のとおり行う。

昭和二十九年四月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 試験の期日

自 昭和二十九年六月一日

至 昭和二十九年六月三日

二 試験場所

鳥取市吉成 鳥取県農業講習所

三 願書受付期間

自 昭和二十九年四月二日
至 昭和二十九年五月二十日

願書提出先

鳥取県農林部農業改良課

五 試験項目

1 学科試験

(1) 必須項目

(イ) 農業一般 (ロ) 家事経済 (ハ) 被服及び住居 (ニ) 食物及び栄養 (ホ) 家庭保健及び衛生

(2) 選択項目(必須項目の外次の選択項目中から二項目を選んで受験する。)

(イ) 教育 (ロ) 育児 (ハ) 看護 (ニ) 家庭物理化学 (ホ) 家庭生物

2 実地試験

3 口述試験

六 受験資格

次の各項の一に該当する者

1 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)又は新制

第二号様式

受験資格証明書

職名

氏名

年 月 日生

一 普及、指導、奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

一 試験研究に従事した期間及び勤務場所

一 教育に従事した期間及び勤務場所

右のとおり相違ないことを証明する

所屬長 職名 氏名

高等学校卒業後三年以上、公共団体又は法人立の家政関係の試験研究、教育機関で試験研究、又は教育に従事した者

2 旧制中等学校（旧制乙種農学校を含む）又は新制高等学校卒業後三年以上、公共団体又は法人組織で家政関係の実務又は普及に従事した者

3 家政関係の旧制専門学校、新制短期大学、都道府

県立農業講習所の卒業者

4 家政関係の大学卒業者

七 受験手続

提出書類

1 受験願書（第一号様式）

2 履歴書

3 写真（最近六箇月以内に撮影した無帽、正面、上半身、手札型裏面に必ず氏名と撮影年月日を記載のこと）

4 学校卒業証明書、又は試験検定合格証明書

5 受験有資格者であることを証明する資料（第二号

様式）

6 身体検査書（県立保健所発行のものに限る）

備考 用紙は半紙、受験願書、履歴書は自書のこと。

なお書類は1、2、3、4、5、6の順により

「こより」とし、写真は受験願書の右上すみに添付のこと。

第一号様式（B五判）

受験願書

（ふりがな）

氏名

年 月 日生

選択項目 一、……二、……

生活改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します

年 月 日

右

氏名

鳥取県知事 氏名 殿